

証券コード 9422
平成24年6月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
アイ・ティー・シーネットワーク株式会社
取締役社長 寺 本 一 三

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

また、株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成24年6月19日（火曜日）午後6時までにご議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権を行使される場合には、別途63頁記載の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、上記の行使期限までにご行使ください。

※ 各議案に対し賛否（又は棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月20日（水曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都目黒区三田一丁目13番2号
恵比寿ザ・ガーデンルーム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 株主総会の目的である事項

報告事項 第15期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告及び計算書類の報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 当社とパナソニック テレコム株式会社との合併契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役5名選任の件
- 第5号議案 合併に伴う取締役2名選任の件
- 第6号議案 監査役1名選任の件
- 第7号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第8号議案 取締役報酬額改定の件
- 第9号議案 監査役報酬額改定の件
- 第10号議案 取締役賞与支給の件
- 第11号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~

(お願い)

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限るものとさせていただきます。）
- ◎議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当会場には、駐車場の用意はございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は、節電等のため、当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ)

- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ (<http://www.itcnetwork.co.jp/>) において掲載することによりお知らせいたします。

(添付書類)

# 事業報告

(平成23年4月1日から)  
(平成24年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災や原発事故の影響からの回復の兆しが見られたものの、欧州債務問題、円高、株安、デフレ経済等が長期化する中、依然として先行き不透明な状況が続きました。

当社が事業活動を行う携帯電話業界におきましては、通信キャリア各社からスマートフォンやタブレット端末等が年度を通じて続々と投入されるとともに、年度後半には活発なお客様獲得競争が展開されました。

このような事業環境の中で当社は、大手カメラ／家電量販店及びキャリア認定ショップにおいて、売場拡張や移転・改装を積極的に行う等スマートフォン販売に注力しました。その結果、販売台数は181万台（前年度比12.0%増）となり、売上・利益共に伸長しました。

当事業年度の業績は、売上高1,286億94百万円（同7.5%増）、営業利益49億24百万円（同3.2%増）、経常利益49億96百万円（同3.2%増）となりましたが、当期純利益につきましては、「資産除去債務に関する会計基準」の適用に伴い前事業年度に計上した1億78百万円の特別損失がなくなった一方で、「税効果会計に関する注記 2. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正」に記載のとおり、平成24年4月1日以降開始事業年度より法人税率が引き下げられたことにより、繰延税金資産が減少し、法人税等調整額が2億10百万円増加したこと等から22億69百万円（同0.6%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### (コンシューマ事業)

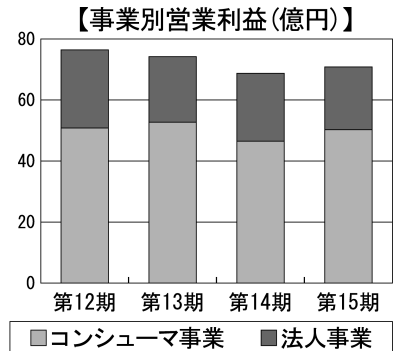
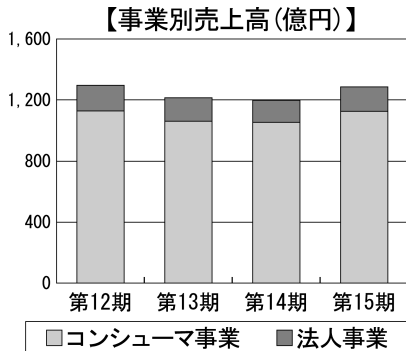
大手カメラ・家電量販店においては、都心型カメラ量販店の強みを一段と高めるためのスマートフォン売場の拡張を行うとともに、キャリア認定ショップにおいては34店舗の移転・改装を行い、お客様が快適に過ごせる環境づくりとスマートフォン販売の強化を進めたこと等で販売を大きく伸張させることができました。

この結果、当事業年度の売上高は1,134億33百万円（前年度比7.6%増）、営業利益は50億19百万円（同8.5%増）となりました。

#### (法人事業)

法人チャネルにおいては、投資抑制が見られる中でも緊急性の高い新規需要や法人専用端末に対する機種変更需要を着実に捉え、販売を伸ばすことができました。また、携帯電話の通信コスト・管理コスト削減への関心は根強く、回線管理サービスの「E-PORTER」や携帯電話の管理業務のアウトソーシングである「マネージドサービス」の契約、更にはセキュリティーを始めとしたスマートフォンソリューションの獲得も進めることができました。当事業年度末の「E-PORTER」の契約回線数は、39.9万回線と前年度比15.2%増加しました。

この結果、当事業年度の売上高は152億60百万円（前年度比6.2%増）となりましたが、販売促進にかかるコストの増加により営業利益は21億5百万円（同6.4%減）となりました。



## (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は6億98百万円であり、直営キャリア認定ショップの改装及びシステム関連投資が主体であります。

### (3) 対処すべき課題

当社は平成24年10月1日にパナソニック テレコム株式会社との合併（以下「本合併」）を予定しております。本合併を実現させ、統合会社をスムーズに立ち上げるために統合準備委員会を設置し、ガバナンス体制を確立するとともに早期にシナジー効果を極大化させ、企業価値向上を実現できるように活動していくことが今年度の最大の課題であると考えております。加えまして、経営課題として認識している以下の活動にも継続的に注力してまいります。

#### ① お客様サービスの追求

取り扱い商材が拡大する中で、お客様接点を担う立場としてサービスの向上を常に追求し、深い商品知識とホスピタリティ溢れる接客の実践によりお客様満足度の更なる向上を目指します。

量販店・ショップ店頭では、お客様の立場に立った売り場作りを進め、端末や各種サービス、コンテンツ等をお客様目線で分かりやすくご説明します。法人向けには、お客様ビジネスの効率性追求と付加価値向上へ向けてニーズを的確にとらえ、端末・サービス販売から管理・運用までのワンストップソリューションサービスを提供します。

#### ② 販売強化と収益基盤の拡充

スマートフォンを中心とする販売市場の活況を着実に捉え、通信キャリア、メーカー、量販店等のお取引先と積極的に協業し、販売にこだわり収益を拡大してまいります。また、現在取り組んでいる各種の通信キャリア以外からの収益を新たな柱に育成するとともに、当社の強み・経験を活かして収益源の多様化を進めます。

#### ③ 規模拡大

引き続きM&A、量販店の取引拡大、中小代理店の二次店化、キャリア認定ショップの出店等の機会を積極的に創出し、規模の拡大を図ってまいります。

#### ④ 効率化の追求

お客様サービスの追求と並行して、業務オペレーションの見直しによる業務の集約・平準化・効率化をより一層進め、生産性を向上させます。また、費用対効果を意識し、メリハリのある経営資源の配分を行います。

#### ⑤ ES（従業員満足）とCSR

お客様接点を担う責任と自覚を社員一人ひとりが持ち、ステークホルダーからより信頼される企業を目指します。多様な労働観を持つ人財を受け入れるとともに、環境変化に対応できる人財を育成します。お客様満足を高める行動を相互に認め称賛し合える職場になるように現場改革を進めます。環境への配慮、地域社会への貢献活動を引き続き実施し、全社でCSR経営を推進します。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

| 項 目           | 第12期                        | 第13期                        | 第14期                        | 第15期(当事業年度)                 |
|---------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
|               | 平成20年4月1日から<br>平成21年3月31日まで | 平成21年4月1日から<br>平成22年3月31日まで | 平成22年4月1日から<br>平成23年3月31日まで | 平成23年4月1日から<br>平成24年3月31日まで |
| 売 上 高(百万円)    | 129,652                     | 121,495                     | 119,756                     | 128,694                     |
| 経 常 利 益(百万円)  | 5,297                       | 5,051                       | 4,840                       | 4,996                       |
| 当期純利益(百万円)    | 2,555                       | 2,435                       | 2,283                       | 2,269                       |
| 1株当たり当期純利益(円) | 22,987.97                   | 21,904.62                   | 51.27                       | 50.73                       |
| 総 資 産(百万円)    | 38,390                      | 39,431                      | 41,128                      | 48,944                      |
| 純 資 産(百万円)    | 16,019                      | 17,338                      | 18,615                      | 19,677                      |
| 1株当たり純資産(円)   | 144,100.10                  | 155,897.40                  | 416.11                      | 439.83                      |
| 1株当たり配当金(円)   | 10,600                      | 10,600                      | 26.50                       | 26.50                       |
| 配 当 性 向(%)    | 46.1                        | 48.4                        | 51.7                        | 52.2                        |

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式数に基づき算出しております。  
 2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式数に基づき算出しております。  
 3. 当社は、平成22年4月1日付けで株式1株につき400株の株式分割を行っております。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社との関係

当社の親会社は伊藤忠商事株式会社であり、当社の株式を60.34%（出資比率）保有しております。

当社は親会社から出向社員4名を受け入れております。

##### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (6) 主要な事業内容

| 事業名      | 事業内容                                                                                                     |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| コンシューマ事業 | コンシューマ顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売                                                    |
| 法人事業     | 法人顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売、携帯電話を利用したマーケティング・ソリューションの提供、コンビニエンスストアに対するプリペイドサービスの提供 |

## (7) 主要な事業所

### ① 営業所等

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 本 社               | 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 |
| 菊川事業所 (物流・開通センター) | 東京都墨田区            |
| 北 海 道 支 社         | 北海道札幌市豊平区         |
| 東 北 支 社           | 宮城県仙台市青葉区         |
| 北 陸 支 社           | 石川県金沢市            |
| 東 海 支 社           | 愛知県名古屋市中区         |
| 関 西 支 社           | 大阪府大阪市北区          |
| 中 国 支 社           | 広島県広島市中区          |
| 四 国 支 社           | 香川県高松市            |
| 九 州 支 社           | 福岡県福岡市中央区         |
| 新 宿 ビジネスセンター      | 東京都新宿区            |
| 日 本 橋 ビジネスセンター    | 東京都中央区            |
| 赤 坂 ビジネスセンター      | 東京都港区             |
| 茨 城 ビジネスセンター      | 茨城県水戸市            |
| 横 浜 ビジネスセンター      | 神奈川県横浜市西区         |

### ② 店舗

|               |      |         |       |
|---------------|------|---------|-------|
| 北 海 道 地 区     | 4店舗  | 関 西 地 区 | 13店舗  |
| 東 北 地 区       | 2店舗  | 中 国 地 区 | 3店舗   |
| 北 陸 地 区       | 1店舗  | 四 国 地 区 | 4店舗   |
| 関 東 甲 信 越 地 区 | 70店舗 | 九 州 地 区 | 3店舗   |
| 東 海 地 区       | 16店舗 | 合 計     | 116店舗 |

(注) 上記の当社が所有又は賃借する店舗のほか、二次代理店に運営を委託している64店舗があります。

## (8) 従業員の状況

|        |           |       |        |
|--------|-----------|-------|--------|
| 従業員数   | 前期末比増減(△) | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
| 1,982名 | 27名       | 32.3歳 | 3.6年   |

(注) 上記人数には臨時従業員を含んでおりません。

#### (9) 主要な借入先

当事業年度末現在の借入金や社債の残高はありません。

資金調達の効率化及び安定化を図るため、金融機関4行と総額78億円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しておりますが、当事業年度末現在未使用となっております。

#### (10) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、「配当性向40%超」を基本方針としております。このため当事業年度においては、1株当たり26.50円（中間13.25円、期末13.25円）、配当総額は約11億85百万円、配当性向は52.2%を予定いたします。

なお、内部留保につきましては、新規販路拡大や事業展開資金に活用し、事業の拡大・成長を図ってまいります。

#### (11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は平成24年5月11日開催の取締役会において、平成24年10月1日付（予定）でパナソニック テレコム株式会社と合併することを決議し、平成24年5月11日付で合併契約書を締結いたしました。

なお、本合併に関する詳細は、計算書類の個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。



## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 153,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 44,738,146株（自己株式254株を除く）
- (3) 株 主 数 6,572名
- (4) 大株主の状況

| 株 主 名                                               | 持株数         | 持株比率   |
|-----------------------------------------------------|-------------|--------|
| 伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社                                   | 26,996,000株 | 60.34% |
| G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L   | 2,359,800株  | 5.27%  |
| DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613   | 1,052,400株  | 2.35%  |
| I T C ネットワーク社員持株会                                   | 549,739株    | 1.23%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                             | 506,900株    | 1.13%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                           | 491,800株    | 1.10%  |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（年金信託口）                             | 402,700株    | 0.90%  |
| N O M U R A P B N O M I N E E S T K I L I M I T E D | 271,700株    | 0.61%  |
| 株 式 会 社 南 日 本 銀 行                                   | 238,400株    | 0.53%  |
| 有 限 会 社 福 田 製 作 所                                   | 200,000株    | 0.45%  |

（注）持株比率は、自己株式（254株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位     | 氏 名  | 担当及び重要な兼職の状況                                                               |
|---------|------|----------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 寺本一三 |                                                                            |
| 取 締 役   | 金子信幸 | 専務執行役員 営業第一部門・営業第二部門・営業第四部門・地域支社管掌                                         |
| 取 締 役   | 渡辺厚志 | 専務執行役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼機能部門管掌                                           |
| 取 締 役   | 前泉康一 | 常務執行役員 営業第三部門管掌                                                            |
| 取締役(社外) | 須崎隆寛 | 伊藤忠商事株式会社 執行役員情報通信部門長<br>伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 社外取締役<br>アシュリオン・ジャパン株式会社 社外取締役 |
| 常勤監査役   | 柴田信治 |                                                                            |
| 監査役(社外) | 遠藤 隆 | 弁護士<br>株式会社ファミリーマート 社外監査役                                                  |
| 監査役(社外) | 阿部紘武 | 公認会計士<br>住友金属工業株式会社 社外監査役<br>本田技研工業株式会社 社外監査役                              |
| 監査役(社外) | 松井繁和 | 伊藤忠商事株式会社 機械・情報カンパニーCFO・CIO<br>株式会社ヤナセ 社外取締役                               |

- (注) 1. 平成23年6月22日開催の第14期定時株主総会において、須崎隆寛氏が取締役に、柴田信治氏及び松井繁和氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 社外取締役新宮達史氏及び常勤監査役菊島範一氏は、平成23年6月22日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
3. 社外監査役遠藤隆氏及び阿部紘武氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 社外監査役阿部紘武氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知識を有するものであります。
5. 社外監査役松井繁和氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。
6. 伊藤忠商事株式会社は、当社の親会社であります。
7. 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社は、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社の子会社であり、当社は同社より情報システムの開発・保守、ライセンス契約、情報機器の売買取引等の提供を受けており、また、当社は同社と携帯電話等の売買取引があります。
8. アシュリオン・ジャパン株式会社は、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社の関連会社であり、当社は同社と携帯電話等の売買取引があります。
9. 株式会社ファミリーマート及び株式会社ヤナセは、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社の関連会社であります。
10. 住友金属工業株式会社及び本田技研工業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

11. 平成24年4月1日付で次のとおり異動がありました。

| 地 位     | 氏 名  | 異動後の重要な兼職の状況                                      |
|---------|------|---------------------------------------------------|
| 取締役（社外） | 須崎隆寛 | 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 取締役兼常務執行役員 保守・運用サービス事業グループ担当役員 |
| 監査役（社外） | 松井繁和 | 株式会社ヤナセ 常務取締役                                     |

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支給人数       | 報酬等の額            | 報 酬 限 度 額                                    |
|--------------------|------------|------------------|----------------------------------------------|
| 取 締 役<br>（うち社外取締役） | 6名<br>（2名） | 139百万円<br>（4百万円） | 150百万円<br>（ 取締役賞与及び使用人兼務取締役<br>の使用人給与は含まない ） |
| 監 査 役<br>（うち社外監査役） | 5名<br>（3名） | 34百万円<br>（13百万円） | 40百万円                                        |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、第15期定時株主総会において決議予定の賞与27,481,600円を含めております。
2. 当事業年度におきましては使用人兼務取締役はおりません。
3. 取締役の支給人数につきましては、平成23年6月22日開催の第14期定時株主総会において任期満了の社外取締役新宮達史氏を含んでおります。
4. 監査役の支給人数につきましては、平成23年6月22日開催の第14期定時株主総会において任期満了の常勤監査役菊島範一氏を含んでおります。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、10頁に記載のとおりであります。

### ② 当事業年度における主な活動状況

各社外役員は、毎月1回開催される定例取締役会及び臨時取締役会に出席し、公正な意見の表明を行いました。また、各社外監査役は、原則として毎月1回以上開催される監査役会に出席し、常勤監査役から重要会議の状況のほか監査の実施状況について報告を受け、経営全般の監視及び検証を行いました。須崎隆寛氏は主として通信・メディア業界に関する知見と経験に基づき議案を審議し、遠藤隆氏は弁護士として、阿部紘武氏は公認会計士として、それぞれ法律及び会計に関する専門的知見から発言を行っており、松井繁和氏は主として事業管理やリスク管理に関する見識に基づく意見の表明を行っております。

| 区 分      | 取 締 役 会    |       | 監 査 役 会    |       |
|----------|------------|-------|------------|-------|
|          | 出席回数／在任中回数 | 出 席 率 | 出席回数／在任中回数 | 出 席 率 |
| 取締役 須崎隆寛 | 11／11      | 100%  | —          | —     |
| 監査役 遠藤 隆 | 13／13      | 100%  | 16／16      | 100%  |
| 監査役 阿部紘武 | 11／13      | 85%   | 15／16      | 94%   |
| 監査役 松井繁和 | 9／11       | 82%   | 10／13      | 77%   |

- (注) 1. なお、これとは別に、会社法第370条及び定款第20条第3項の定めに従い、取締役から提案された決議の目的事項について同意の意思表示を行い、取締役会の承認決議があったものとみなしたことが4回あり、在任時の各監査役はそれについて異議を述べませんでした。
2. 社外取締役須崎隆寛氏及び社外監査役松井繁和氏につきましては、平成23年6月22日就任後の状況を記載しております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

取締役須崎隆寛氏、監査役阿部紘武氏及び監査役松井繁和氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は1,000万円又は法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

### ④ 当社の報酬等の額及び当社の親会社又は当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

|              | 支給人数 | 報酬等の額 | 親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等の額 |
|--------------|------|-------|--------------------------|
| 社外役員の報酬等の総額等 | 1名   | 3百万円  | 4百万円                     |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                                                                                         |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                                                                                | 41百万円 |
| (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬を含めております。 |       |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額                                                                              | 54百万円 |

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、IFRSに関する指導・助言業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の遂行に関する体制を特に考慮し、監査役と綿密な連携を取りつつ解任又は不再任の決定を行うこととしております。

## 6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コーポレート・ガバナンス

- a) 取締役会は、法令及び定款等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- b) 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令及び定款その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
- c) 代表取締役及び会社の業務を執行する取締役は、原則として月一回、職務執行の状況を取締役に報告する。
- d) 監査役は、会計監査人と連携して、『監査役会規程』及び『監査役監査基準』に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

ロ. コンプライアンス

- a) 『企業理念』及び『ITCN企業行動基準』を定め、取締役及び使用人はこれに則り行動するものとする。
- b) チーフ・コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、『ITCNグループコンプライアンスプログラム』を制定し、これを実行する。
- c) 『内部情報提供制度規程』による内部通報制度を運用し、不正行為等の抑止と早期発見を図る。
- d) 顧問弁護士をメンバーに加えたコンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制の遵守についてのモニタリングを実施する。
- e) コンプライアンス委員会の報告、内部監査の結果等に基づき、取締役会において、コンプライアンス体制を適宜及び定期的に確認し、見直すものとする。
- f) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、これらからの不当要求に対して警察・弁護士等の外部専門機関と連携の上、毅然と対応する。

ハ. 財務報告の適正性確保のための体制

『商取引管理規程』、『経理規程』その他の社内規程を定めるとともに、内部統制委員会を設置して、財務報告の適正性確保に係る法令に従うための体制を整備し、運用する。

ニ. 内部監査

社長直轄の内部監査部を設置し、各部署における法令、定款及び社内規程の遵守状況、業務執行の妥当性等につき、『内部監査規程』に基づく内部監査を実施し、社長に対してその結果を報告する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、『文書管理規程』、『情報セキュリティ規程』その他の社内規程の定めるところに従い、関連資料とともに適切に保存し、管理する。
  - ロ. 取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 取引リスク（与信）限度額の設定、投融资や大口取組方針への適切な権限設定、情報セキュリティ管理等に係る規程や各種基準を定め、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備する。
  - ロ. 当社の経営上影響を与えるリスクを体系的にレビューする「全社的リスクマネジメント制度」に基づき、当該リスク管理体制の有効性について取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、社長の諮問機関としてマネジメント・コミッティを設置し、全社的な経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議し、社長の意思決定に資する。同様に重要な人事評価等に係る事項はパーソネル・コミッティを設置し、職場の安全・環境保護活動・情報セキュリティ・コンプライアンス・内部統制に関する事項はCSR・コミッティを設置し、社長の意思決定に資する。これら各コミッティの運営については、『常設機関に関する規程』において定める。
  - ロ. 『組織分掌・権限責任規程』等各種社内規程を整備することによって、社長から委譲された各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務執行を可能とする。
  - ハ. 中長期的な視野を踏まえて年度計画を定め、会社及び各組織の達成すべき目標を明確化するとともに、月次に進捗を検証し、対策を講じる。計画達成度は組織の業績評価を通じて従業員の賞与に連動させる。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 『関係会社管理規程』その他の社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、『ITCNグループコンプライアンスプログラム』の徹底に努める。また、子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務執行が適正に行われているかを監視する。
  - ロ. 親会社以外の株主への配慮を怠らず、親会社からの自立性を重んじて経営にあたる。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その人数、人選、専任・兼務の別、執務の場所等について監査役と協議のうえ、速やかに任命する。監査役は当該使用人に対し、監査業務に必要な事項を指揮・命令することができる。
- ⑦ 監査役がその職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項  
イ. 監査役がその職務を補助する使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮命令を受けない。  
ロ. 当該使用人の人事評価は監査役が行うものとし、その他人事異動・懲戒処分等については事前に監査役と協議を行い、その意見を求めることとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
イ. 取締役は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部情報の発生状況等について監査役に対して報告する。報告の方法は、取締役会、マネジメント・コミッティ等の重要会議への出席（欠席の場合の議事録回付を含む）、報告書の回付、書面もしくは口頭による個別の報告とする。  
ロ. 使用人は、①当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実、②重大な法令又は定款に違反する事実について、監査役に対して直接報告することができる。
- ⑨ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制  
イ. 社長と監査役との定期的な意見交換会を実施する。  
ロ. 内部監査部は、監査役との間で各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議、意見交換する等密接な情報交換及び連携を図る。  
ハ. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、独自に弁護士・公認会計士等の外部の専門家を起用することができる。

---

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。



# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|------------------------|---------------|------------------------|---------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |               | <b>負 債 の 部</b>         |               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>42,306</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>27,637</b> |
| 現金及び預金                 | 1,242         | 買掛金                    | 11,836        |
| 売掛金                    | 19,511        | 未払代理店手数料               | 3,055         |
| 有価証券                   | 8,100         | 未払金                    | 6,205         |
| 商品及び製品                 | 6,186         | 未払費用                   | 1,883         |
| 原材料及び貯蔵品               | 34            | 未払法人税等                 | 1,475         |
| 前払費用                   | 368           | 前受金                    | 8             |
| 繰延税金資産                 | 1,055         | 預り金                    | 811           |
| 未収入金                   | 5,693         | 賞与引当金                  | 2,010         |
| 預け金                    | 118           | 役員賞与引当金                | 27            |
| その他                    | 0             | その他                    | 322           |
| 貸倒引当金                  | △3            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,630</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>6,637</b>  | 退職給付引当金                | 1,475         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,229</b>  | 役員退職慰労引当金              | 19            |
| 建物                     | 792           | 資産除去債務                 | 8             |
| 構築物                    | 40            | その他                    | 126           |
| 工具、器具及び備品              | 396           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>29,267</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,466</b>  | <b>純 資 産 の 部</b>       |               |
| のれん                    | 944           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>19,520</b> |
| ソフトウェア                 | 505           | 資本金                    | 2,778         |
| ソフトウェア仮勘定              | 7             | 資本剰余金                  | 3,180         |
| その他                    | 8             | 資本準備金                  | 3,180         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>3,942</b>  | 利益剰余金                  | 13,560        |
| 投資有価証券                 | 361           | 利益準備金                  | 5             |
| 関係会社株式                 | 70            | その他利益剰余金               | 13,555        |
| 長期前払費用                 | 63            | 別途積立金                  | 2,469         |
| 敷金及び保証金                | 2,164         | 繰越利益剰余金                | 11,085        |
| 繰延税金資産                 | 1,212         | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△0</b>     |
| その他                    | 147           | 評価・換算差額等               | 157           |
| 貸倒引当金                  | △77           | その他有価証券評価差額金           | 157           |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>48,944</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>19,677</b> |
|                        |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>48,944</b> |

# 損 益 計 算 書

(自 平成23年 4月 1日)  
(至 平成24年 3月 31日)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    | 金 額     |
|--------------|--------|---------|
| 売上高          |        |         |
| 商品売上高        | 77,749 |         |
| 手数料          | 50,945 | 128,694 |
| 売上原価         |        |         |
| 商品期首たな卸高     | 5,209  |         |
| 当期商品仕入高      | 82,599 |         |
| 合計           | 87,808 |         |
| 他勘定振替高       | 20     |         |
| 商品期末たな卸高     | 6,195  |         |
| 商品評価損        | 8      |         |
| 商品売上原価合計     | 81,601 |         |
| 代理店手数料       | 18,993 | 100,594 |
| 営業利益         |        | 28,099  |
| 販売費及び一般管理費   |        | 23,175  |
| 営業外収益        |        | 4,924   |
| 受取利息         | 0      |         |
| 有価証券利息       | 7      |         |
| 受取配当金        | 14     |         |
| 販売コンテスト関連収入  | 34     |         |
| 店舗移転等支援金収入   | 17     |         |
| その他          | 33     | 107     |
| 営業外費用        |        |         |
| 固定資産除売却損     | 29     |         |
| 支払補償費        | 4      |         |
| その他          | 1      | 34      |
| 経常利益         |        | 4,996   |
| 特別利益         |        |         |
| 固定資産売却益      | 5      | 5       |
| 特別損失         |        |         |
| ゴルフ会員権評価損    | 5      |         |
| 店舗閉鎖損        | 22     |         |
| 固定資産除売却損     | 8      |         |
| 減損           | 38     |         |
| その他          | 1      | 76      |
| 税引前当期純利益     |        | 4,925   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,322  |         |
| 法人税等調整額      | 333    | 2,655   |
| 当期純利益        |        | 2,269   |

# 株主資本等変動計算書

(自 平成23年 4月 1日)  
(至 平成24年 3月 31日)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |           |            |             |             |
|-------------------------|---------|-------|-----------|------------|-------------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利 益 剰 余 金 |            |             |             |
|                         |         | 資本準備金 | 利益準備金     | その他利益剰余金   |             | 利益剰余金<br>合計 |
|                         |         |       |           | 別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |
| 当 期 首 残 高               | 2,778   | 3,180 | 5         | 2,469      | 10,001      | 12,476      |
| 当 期 変 動 額               |         |       |           |            |             |             |
| 剰 余 金 の 配 当             | —       | —     | —         | —          | △1,185      | △1,185      |
| 当 期 純 利 益               | —       | —     | —         | —          | 2,269       | 2,269       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | —       | —     | —         | —          | —           | —           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —     | —         | —          | 1,084       | 1,084       |
| 当 期 末 残 高               | 2,778   | 3,180 | 5         | 2,469      | 11,085      | 13,560      |

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |        | 評価・換算差額等         | 純資産合計  |
|-------------------------|---------|--------|------------------|--------|
|                         | 自己株式    | 株主資本合計 | その他有価証券<br>評価差額金 |        |
| 当 期 首 残 高               | △0      | 18,436 | 179              | 18,615 |
| 当 期 変 動 額               |         |        |                  |        |
| 剰 余 金 の 配 当             | —       | △1,185 | —                | △1,185 |
| 当 期 純 利 益               | —       | 2,269  | —                | 2,269  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | —       | —      | △22              | △22    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | 1,084  | △22              | 1,061  |
| 当 期 末 残 高               | △0      | 19,520 | 157              | 19,677 |

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

時価のあるもの 決算期末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産 建物については定額法、その他の資産については定率法によっております。

(リース資産を 除く) なお、主な耐用年数については次のとおりであります。

建物 2～20年

工具、器具及び備品 2～20年

#### (2) 無形固定資産 定額法によっております。

(リース資産を 除く) なお、主な償却年数については次のとおりであります。

のれん 5年

ソフトウェア 3～5年

#### (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権 貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権 財務内容評価法によっております。

#### (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金 取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

過去勤務債務及び数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額をそれぞれ発生した事業年度より費用処理しております。

- (5) 役員退職慰労引当金 取締役及び監査役の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は、平成18年6月22日をもって役員退職慰労金制度を廃止しましたが、制度廃止日までの役員退職慰労金相当額は、各役員それぞれの退任時に支給することとしているため、その要支給額を計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

##### (2) 記載金額は、表示単位未満は端数を切り捨てて表示しております。

#### 5. 追加情報

##### (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,595百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）
- |        |       |
|--------|-------|
| 短期金銭債権 | 10百万円 |
| 短期金銭債務 | 11百万円 |
3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

|                      |          |
|----------------------|----------|
| 当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額 | 7,800百万円 |
| 借入実行残高               | —        |
| 差引額                  | 7,800百万円 |

### 損益計算書に関する注記

#### 1. 関係会社との取引高

##### 営業取引による取引高

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 売上高             | 12百万円  |
| 仕入高             | 0百万円   |
| 販売費及び一般管理費      | 190百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 9百万円   |

## 2. 減損損失

### (1) 減損損失を認識した資産

#### ① コンシューマ事業

用途 店舗及びMVNO用サービス資産

種類 建物、構築物、工具、器具及び備品、ソフトウェア及び長期前払費用

場所 本社及び店舗(東京都、神奈川県、大阪府、香川県及び愛媛県)

#### ② 法人事業

用途 事務所

種類 建物及び工具、器具及び備品

場所 茨城県及び岡山県

### (2) 減損損失に至った経緯

当該資産につき、コンシューマ事業及び法人事業においては、将来の見通しが当初の事業計画を下回り、当該用途に使用する資産の帳簿価額の回収可能性が認められないこととなったため、帳簿価額全額を減額いたしました。

### (3) 減損損失の内訳

#### ① コンシューマ事業

|           |    |     |
|-----------|----|-----|
| 建物        | 24 | 百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 7  |     |
| ソフトウェア    | 3  |     |
| 長期前払費用    | 0  |     |
| 計         | 36 | 百万円 |

#### ② 法人事業

|           |   |     |
|-----------|---|-----|
| 建物        | 1 | 百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 0 |     |
| 計         | 1 | 百万円 |

### (4) 減損損失を認識した資産グループの概要と資産をグルーピングした方法

当社は、コンシューマ事業においては、各ショップ及び各サービス事業ごと、それ以外は部に係る資産群をそれぞれ一つの資産グループとし、法人事業においては、各事業所及び各店舗、それ以外は部に係る資産群をそれぞれ一つの資産グループとしております。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首    | 増加 | 減少 | 当事業年度末     |
|---------|------------|----|----|------------|
| 普通株式(株) | 44,738,400 | —  | —  | 44,738,400 |

### 2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 254     | —  | —  | 254    |

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日            | 効力<br>発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成23年6月22日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 592             | 13.25           | 平成23年<br>3月31日 | 平成23年<br>6月23日 |
| 平成23年10月27日<br>取締役会  | 普通株式  | 592             | 13.25           | 平成23年<br>9月30日 | 平成23年<br>12月2日 |

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                   | 株式の種類    | 配当の<br>原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日            | 効力<br>発生日      |
|----------------------|----------|-----------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成24年6月20日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式 | 利益<br>剰余金 | 592             | 13.25           | 平成24年<br>3月31日 | 平成24年<br>6月21日 |

## リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 退職給付会計に関する注記

### (1) 退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、社内積立による退職金規程に基づく退職一時金制度を設けております。

### (2) 退職給付債務に関する事項

|             |           |
|-------------|-----------|
| 退職給付債務      | △1,537百万円 |
| 未認識過去勤務債務   | △1        |
| 未認識数理計算上の差異 | 63        |
| 退職給付引当金     | △1,475百万円 |

### (3) 退職給付費用に関する事項

|                |        |
|----------------|--------|
| 勤務費用           | 271百万円 |
| 利息費用           | 18     |
| 過去勤務債務の費用処理額   | △0     |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 49     |
| 退職給付費用         | 339百万円 |

### (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                               |        |
|-------------------------------|--------|
| 退職給付見込額の期間配分方法                | 期間定額基準 |
| 割引率                           | 1.5%   |
| 過去勤務債務の処理年数(発生した事業年度より費用処理)   | 5年     |
| 数理計算上の差異の処理年数(発生した事業年度より費用処理) | 5年     |

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (流動資産)

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 繰延税金資産   |                 |
| 賞与引当金    | 764百万円          |
| 未払事業税    | 112             |
| 未払費用     | 153             |
| 商品評価損    | 1               |
| その他      | 23              |
| 繰延税金資産合計 | <u>1,055百万円</u> |

#### (固定資産)

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 繰延税金資産       |                 |
| 退職給付引当金      | 527百万円          |
| 役員退職慰労引当金    | 7               |
| 貸倒引当金        | 26              |
| 減価償却費        | 211             |
| 減損損失         | 56              |
| のれん          | 499             |
| その他          | 13              |
| 繰延税金資産小計     | <u>1,342百万円</u> |
| 評価性引当額       | <u>△41百万円</u>   |
| 繰延税金資産合計     | <u>1,301百万円</u> |
| 繰延税金負債       |                 |
| その他有価証券評価差額金 | △87百万円          |
| その他          | △2              |
| 繰延税金負債合計     | <u>△89百万円</u>   |
| 繰延税金資産の純額    | <u>1,212百万円</u> |

### 2. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が、平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.7%から、平成25年3月期から平成27年3月期までに解消が見込まれる一時差異等については38.0%、平成28年3月期以降に解消が見込まれる一時差異等については35.6%にそれぞれ変更されます。

この結果、流動資産の繰延税金資産が74百万円、固定資産の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した額）が123百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が12百万円、法人税等調整額が210百万円それぞれ増加しております。



## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、また、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しておりますが、借入実行残高はありません。

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社商取引管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引リスク管理規程に従い、取引先ごとの与信限度額を設定し、信用状況を1年ごとに把握する体制をとっております。

有価証券は、容易に換金可能でありかつ価格変動について僅少なりリスクしか負わない3ヶ月以内に満期が到来する短期投資に限定しており、1ヶ月満期の譲渡性預金であります。

預け金は、携帯電話販売ショップに設置しております現金受渡機への預入れ金を総合警備保障株式会社の警備輸送車により回収するサービスを利用しているものであり、信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告しております。

敷金及び保証金は、主要な販売チャネルとなる通信キャリア認定ショップ並びに事務所の賃借に伴う敷金及び保証金であります。これらは、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払代理店手数料及び未払金は、全て1年以内の支払期日となっております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注)2. 参照

(単位：百万円)

|                 | 貸借対照表計上額<br>(*1) | 時価<br>(*1) | 差額   |
|-----------------|------------------|------------|------|
| (1) 現金及び預金      | 1,242            | 1,242      | —    |
| (2) 売掛金         | 19,511           | 19,511     | —    |
| (3) 有価証券(譲渡性預金) | 8,100            | 8,100      | —    |
| (4) 未収入金        | 5,693            | 5,693      | —    |
| (5) 預け金         | 118              | 118        | —    |
| (6) 投資有価証券      | 336              | 336        | —    |
| (7) 敷金及び保証金     | 2,164            |            |      |
| 貸倒引当金(*2)       | △31              |            |      |
|                 | 2,133            | 1,871      | △262 |
| (8) 買掛金         | (11,836)         | (11,836)   | —    |
| (9) 未払代理店手数料    | (3,055)          | (3,055)    | —    |
| (10) 未払金        | (6,205)          | (6,205)    | —    |
| (11) 未払法人税等     | (1,475)          | (1,475)    | —    |
| (12) 預り金        | (811)            | (811)      | —    |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 有価証券(譲渡性預金)、(4) 未収入金及び(5) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

- (7) 敷金及び保証金

これらの時価は、返還予定時期に応じた無リスクの利子率で割り引いた現在価値から、貸倒引当金を控除した額によっております。なお、資産除去債務の履行により回収が最終的に見込めないと思われる金額等については、開示対象から除外しております。

- (8) 買掛金、(9) 未払代理店手数料、(10) 未払金、(11) 未払法人税等及び(12) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区分    | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 25       |
| 子会社株式 | 70       |

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(6) 投資有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約(借入金未実行残高7,800百万円)は、市場金利に連動しており、また、短期間で更新されることから、記載しておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 439円83銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 50円73銭  |

## 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、当社を存続会社、パナソニック テレコム株式会社を消滅会社として、平成24年10月1日付（予定）で合併することを決議し、合併契約書を締結いたしました。

### 1. 合併の目的

環境変化の激しい携帯電話業界において、経営統合により事業規模の拡大と収益基盤の拡充を図り、業界のリーディングカンパニーの1社として、スマートフォンを中心とした市場の成長を牽引するとともに、従来以上に従業員満足を充実させ、業界で抜きん出たお客様満足度の高い接客拠点の確立とコンテンツを含む新規事業の創造を目指すことを目的としています。

### 2. 合併する相手会社の名称

パナソニック テレコム株式会社

### 3. 合併方式

当社を存続会社、パナソニック テレコム株式会社を消滅会社とする吸収合併方式を採用することとし、パナソニック テレコム株式会社は本合併により解散します。

### 4. 合併後の会社名称

アイ・ティー・シーネットワーク株式会社

### 5. 合併に係る割当て内容の算定方法

当社は野村證券株式会社に対し、パナソニック テレコム株式会社は同社の100%親会社であるパナソニック モバイルコミュニケーションズ株式会社がGCAサヴィアン株式会社に対して、本合併に係る割当ての内容の算定を、それぞれ依頼しました。当該第三者機関による算定結果を参考に、当社及びパナソニック テレコム株式会社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、当社及びパナソニック モバイルコミュニケーションズ株式会社で合併に係る割当ての内容について慎重に協議を重ねた結果、最終的に下記合併に係る割当ての内容が妥当であるとの判断に至りました。

### 6. 合併に係る割当ての内容

パナソニック テレコム株式会社の普通株式1株につき当社の普通株式55,923株及び49,500円を割当て交付いたします。すなわち、新たに発行する当社株式11,184,600株と99億円を割当て交付することになります。

### 7. 会計処理の概要

本合併による会計処理については、企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号）並びに企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号）を適用し、当社を取得企業とするパーチェス法による予定であります。また、本合併により発生するのれん及び無形固定資産の発生の見込みにつきましては、現在精査中であります。

### 8. 相手会社の主な事業の内容

携帯電話端末の販売(キャリア認定ショップ241店舗の運営(直営店154店 運営委託店87店の運営))及び法人向けソリューション事業

### 9. 合併の日程

合併決議取締役会 平成24年5月11日

合併契約締結日 平成24年5月11日

合併契約承認時株主総会開催日

平成24年6月15日（予定）（パナソニック テレコム株式会社）

平成24年6月20日（予定）（アイ・ティー・シーネットワーク株式会社）

合併予定日（効力発生日）平成24年10月1日（予定）

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月15日

アイ・ティー・シーネットワーク株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松村浩司 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武井雄次 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイ・ティー・シーネットワーク株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成24年5月11日開催の取締役会において、会社を存続会社、パナソニック テレコム株式会社を消滅会社として、平成24年10月1日付(予定)で合併することを決議し、合併契約書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの、第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画において監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に従い、取締役、内部監査部その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成24年5月17日

アイ・ティー・シーネットワーク株式会社 監査役会

常勤監査役 柴田 信治 ㊟

社外監査役 遠藤 隆 ㊟

社外監査役 阿部 紘武 ㊟

社外監査役 松井 繁和 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつ、「配当性向40%超」を株主還元の基本方針とし、業績及び経営環境を総合的に勘案して配当を行っております。第15期の期末配当としては、下記のとおり金13.25円といたしたいと存じます。

これにより、第15期の年間配当は1株につき金26.50円（中間配当の金13.25円を含む）、年間配当性向は52.2%となります。

〈期末配当に関する事項〉

(1) 配当財産の種類

金銭とします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13.25円とします。

なお、この場合の配当総額は、金592,780,435円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月21日とします。

## 第2号議案 当社とパナソニック テレコム株式会社との合併契約承認の件

### 1. 合併を行う理由

当社は、伊藤忠商事株式会社を筆頭株主とする東証一部上場企業で、携帯電話の販売・アフターサービス、法人向け携帯ソリューションサービス等を展開しております。携帯電話の驚異的な普及とともに成長し、今や欠くことのできないライフラインの1つとなった携帯電話の業界においてお客様接点としての役割を担い、「主体的に」「フェアに」「誠実に」を基本姿勢として業界の発展に貢献してまいりました。

パナソニック テレコム株式会社（以下「パナソニック テレコム」）は、パナソニック モバイルコミュニケーションズ株式会社（以下「パナソニック モバイルコミュニケーションズ」）の100%子会社で携帯電話の販売・アフターサービスに加え、携帯コンテンツ等のB to Cサービス（企業と個人間の電子商取引）等を提供しております。パナソニックの経営理念をバックボーンとしてモバイル商品を通じてお客様の生活をより豊かで快適にし、お客様の満足を最大化するようにと考え成長して参りました。

両社が主な事業領域とする携帯電話の端末販売市場は、2007年の販売方式の変更に伴う端末価格の上昇等で縮小傾向にありましたが、昨年来のスマートフォンの登場により売場は活況を呈し再び拡大傾向になっております。今後も従来型の携帯電話からスマートフォンへ携帯電話利用者のシフトが進むことから、この拡大基調は続くものと想定しております。

一方、スマートフォン等の新たな商品は、これまでの携帯電話に比べ高度であり多機能なことから、対応するスタッフに要求されるスキル、商品知識は膨大なものとなっています。また、お客様にとっても、使い方が多様化し楽しみ方の幅が広がっており、ご満足頂くためには、充実した説明が必要で、対応に時間を要する傾向があります。店舗のスタッフ教育を充実させる必要性が一段と増してきているとともに、スタッフの増強も求められる状況で、これらに対応できるかどうか代理店の大きな差別化要因になると思われま

す。こうした事業環境の下、両社は経営統合により事業規模の拡大と収益基盤の拡充を図り、業界のリーディングカンパニーの1社として、スマートフォンを中心とした市場の成長を牽引するとともに、従来以上にEmployee Satisfaction（従業員満足）を充実させ、業界で抜きん出たCustomer Satisfaction（顧客満足）の高い接客拠点の確立と携帯コンテンツ開発等の新規事業の創造を目指してまいります。

携帯電話の端末販売市場においては、すでに両社とも大手の一角を占めておりますが、当社は、関東を主力市場とし、販売チャネルとしてはキャリア認定ショップ、量販店及び法人と各チャネルをバランスよく保有し、パナソニック テレコムは関西を中心に全国各エリアで高いシェアを有すとともに、キャリア認定ショップに強みを持っており、お互いの強みを活かせる最適な補完関係が成立すると考えております。

さらに、統合会社は、両社並びに親会社グループが持つ顧客基盤に対して、お互いが持つ商品・サービスをクロスセルすることができ、収益源泉の多様化が実現し、より大きな成長が可能であると考えております。

今後、対等の精神で事業運営にあたり、お互いの優れたところを1日も早く学び、全社員に展開するとともに、人事制度ほか様々な制度を速やかに一本化しフェアな処遇で一体感を醸成することで、合併効果を最大化したいと考えております。

統合会社は、年間販売台数300万台超、キャリア認定ショップ421店舗、店舗の個人会員785万人超の顧客基盤を有すとともに、既存法人顧客1万社50万回線の法人顧客に加えて伊藤忠グループ及びパナソニックグループの法人顧客基盤を保有する企業となります。

当社とパナソニック テレコムは、以上のような認識の下、当社を存続会社、パナソニック テレコムを消滅会社として、平成24年10月1日付（予定）で合併（以下「本合併」）することを平成24年5月11日開催の両社取締役会において決議し（以下「本合併決議取締役会」）、後記2. の合併契約書（以下「本合併契約書」）を締結いたしました。つきましては、株主の皆様には、本合併の承認をお願いするものであります。



## 2. 合併契約書の内容

### 合併契約書（写）

アイ・ティー・シーネットワーク株式会社（以下「甲」という。）及びパナソニックテレコム株式会社（以下「乙」という。）は、両社の合併に関し、以下のとおり合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（吸収合併）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）する。

#### 第2条（当事会社の商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

吸収合併存続会社（甲）：（商号）アイ・ティー・シーネットワーク株式会社  
（住所）東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

吸収合併消滅会社（乙）：（商号）パナソニックテレコム株式会社  
（住所）東京都港区芝浦一丁目12番3号

#### 第3条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成24年10月1日とする。但し、本合併の手の進行に依じ、必要な場合には、甲乙協議し、合意の上、これを変更することができる。

#### 第4条（本合併に際して交付される対価及びその割当てに関する事項）

甲は、本合併に際して、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主が保有する乙の株式の合計数に55.923を乗じて得た数の甲の株式及び金99億円を交付するものとし、これを、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対して、その所有する乙の株式1株につき甲の株式55.923株及び金49,500円を割り当てる。

#### 第5条（資本金及び準備金の額）

本合併に際して増加すべき甲の資本金及び準備金は、次のとおりとする。但し、甲及び乙は、効力発生日に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し、合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 0円
- (3) その他資本剰余金 会社計算規則の定めに従い当該金額を決定する。
- (4) 利益準備金 0円
- (5) その他利益剰余金 0円

## 第6条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産、負債及び権利義務の一切を承継する。

## 第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ従前の合理的な慣行業務に従い、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行するとともに、資産及び負債を管理し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、あらかじめ相手方の承諾を得なければならない。

## 第8条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲もしくは乙の財政状態もしくは経営成績に重大な変動が発生しもしくは判明した場合、又は本合併の実行に重大な支障となり得る事態もしくは本合併の実行を著しく困難にする事態が発生しもしくは判明した場合には、甲及び乙は、協議し、合意の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第9条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に際し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年5月11日

甲 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
アイ・ティー・シーネットワーク株式会社  
代表取締役社長 寺本一三 ㊟

乙 東京都港区芝浦一丁目12番3号  
パナソニック テレコム株式会社  
代表取締役社長 佐藤正人 ㊟

### 3. 会社法施行規則第191条各号に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 合併対価の相当性に関する事項

##### ①合併対価の総数及び割当てに関する事項

当社は、本合併に際して、合併効力発生日の前日の最終のパナソニック テレコム株主名簿に記載又は記録されたパナソニック テレコム株主に対して、その所有するパナソニック テレコム普通株式1株につき当社の普通株式55,923株及び49,500円を割当て交付いたします。

なお、本合併により割当て交付する当社普通株式の総数は11,184,600株、現金の合計額は99億円となる予定です。

##### ②合併対価の相当性に関する事項

###### イ) 算定の基礎

当社及びパナソニック テレコム完全親会社であるパナソニック モバイルコミュニケーションズは、本合併に際して交付される株式数及び金銭の算定にあたって公正性を期すため、当社は野村證券株式会社（以下「野村證券」）を、パナソニック モバイルコミュニケーションズはGCAサヴィアン株式会社（以下「GCAサヴィアン」）を本合併のためのフィナンシャル・アドバイザーとして任命し、当社は両社の株式価値の算定を、パナソニック モバイルコミュニケーションズは本合併に係る割当ての内容の算定を、それぞれ依頼しました。

当社は、本合併決議取締役会に先立ち、下記の算定結果を内容とする報告書を野村證券より受領しております。

野村證券は当社については市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うと同時に、両社について多角的に分析することが必要と考え、両社と類似の事業を営む上場会社が複数存在することから類似会社比較法による算定を行うとともに、両社の将来の事業活動の状況を評価に適正に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）による算定も行いました。なお、野村證券がDCF法の前提とした将来の利益計画については、当社及びパナソニック テレコムともに大幅な増減益は見込んでおりません。

|                     | 採用手法    | 普通株式一株当たりの価値の範囲     |
|---------------------|---------|---------------------|
| アイ・ティー・シー<br>ネットワーク | 市場株価平均法 | 507円 ～526円          |
|                     | 類似会社比較法 | 484円 ～700円          |
|                     | D C F 法 | 732円 ～879円          |
| パナソニック<br>テレコム      | 類似会社比較法 | 62, 278円 ～87, 212円  |
|                     | D C F 法 | 92, 343円 ～111, 812円 |

(注) 野村證券は、両社の普通株式の株式価値の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確且つ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

パナソニック モバイルコミュニケーションズ及びパナソニック テレコムは、パナソニック テレコムの本合併決議取締役会に先立ち、下記の算定結果を内容とする報告書をG C Aサヴィアンより受領しております。

G C Aサヴィアンは、パナソニック テレコムについては、非上場会社であり市場株価が存在しないため、類似会社比較法及びD C F 法を用いて算定し、当社については普通株式が上場されており、市場株価が存在することから市場株価平均法、類似会社比較法及びD C F 法を採用しました。

パナソニック モバイルコミュニケーションズはG C Aサヴィアンに対し、算定の前提として、本合併の対価としてパナソニック テレコムの既存株主に対して当社株式計11, 184, 600株（本合併後の発行済株式数の20. 00 %）及び現金を割当てるとした際の現金対価の算定をG C Aサヴィアンに依頼しました。

| 評価手法           |                     | パナソニック テレコムの普通株式1株に対して割り当てられるアイ・ティー・シーネットワーク普通株式55, 923株を除いた現金対価の算定レンジ |
|----------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------|
| パナソニック<br>テレコム | アイ・ティー・シー<br>ネットワーク |                                                                        |
| 類似会社比較法        | 市場株価平均法             | 33, 894～45, 068円                                                       |
| 類似会社比較法        | 類似会社比較法             | 38, 622～41, 320円                                                       |
| D C F 法        | D C F 法             | 48, 597～51, 988円                                                       |

なお、当社に適用した市場株価平均法では、平成24年5月2日を算定基準日とし、算定基準日の終値、算定基準日から遡る1ヶ月間の終値の単純平均値、及び当社による平成24年3月期第3四半期報告書発表の翌営業日から算定基準日までの終値の単純平均値を採用しております。

GCAサヴィアンは、普通株式に係る合併対価の算定に際して、パナソニック テレコム及び当社から提供を受けた情報並びに公開情報を原則としてそのまま採用し、かかる情報及び公開情報が、全て正確且つ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、パナソニック テレコム及び当社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。パナソニック テレコム及び当社の財務予測については、両社により得られる最善の予測と判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。

なお、GCAサヴィアンがDCF法の前提とした将来の利益計画については、パナソニック テレコム及び当社ともに大幅な増減益は見込んでおりません。

#### ロ) 算定の経緯

上記記載のとおり、当社は野村證券に両社の株式価値の算定を、パナソニック モバイルコミュニケーションズはGCAサヴィアンに本合併に係る割当ての内容の算定をそれぞれ依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、それぞれ当社及びパナソニック テレコムの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、当社、パナソニック モバイルコミュニケーションズ及びパナソニック テレコムで合併に係る割当ての内容について慎重に協議を重ねた結果、平成24年5月11日付にて、最終的に上記合併に係る割当ての内容が妥当であるとの判断に至りました。

なお、当社及びパナソニック テレコムは、合併対価として当社普通株式及び現金を選択いたしました。が、既存株主に対する希薄化の抑制、経営統合後の新会社の株主構成、新会社の資金ニーズの可能性等を総合的に勘案し決定いたしました。

#### ハ) 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券は、当社、パナソニック モバイルコミュニケーションズ及びパナソニック テレコムに関連当事者には該当せず本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、パナソニック モバイルコミュニケーションズのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアンは、当社、パナソニック モバイルコミュニケーションズ及びパナソニック テレコムに関連当事者には該当せず本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

- ③本合併に際して増加する当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項
- 当社は、本合併に際し、資本金、資本準備金及び利益準備金の額のいずれも増加させないこととしておりますが、これは、本合併後の当社の機動的かつ柔軟な資本政策を可能にすべく、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

## 事業報告

(自 平成23年4月1日)  
(至 平成24年3月31日)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当期における日本経済は、東日本大震災からの復興への取組みが行われ、自粛ムードの時期もありましたが個人消費に持ち直しの兆しが見られました。一方、企業においては円高や欧州債務危機に加え、タイの洪水によって業績見通しは依然不透明なまま推移致しました。

一方、当社の主な事業分野である携帯電話市場においては、通信事業者が次世代高速通信（LTE）を使ったスマートフォン端末を発売するなど、スマートフォンの新製品が続々と発売され好調に推移致しました。

このような事業環境の下、当社の年間における端末回線契約数は一次代理店回線1,506千台（前年比108%）直取回線契約981千台（前年比109%）と1,500千台を超える新記録を達成し、前期回線数を上回りました。

非端末事業では、アフィリエイト手数料収入に加えPTタウン会員（30万超）獲得に取り組み、更なる収益源の多様化に積極的に取り組んで参りました。

また経営力強化の取組みとして、スマートフォンをはじめとする携帯電話端末の高度化に対応すべく、移転改装による店作りの強化と、販売スタッフや社員への教育研修の継続的な実施を行ってまいりました。

結果、当期における業績は増収増益となり、売上高は49,875百万円（前期比2,816百万円の増加）、営業利益は3,652百万円（前期比772百万円の増加）、税引前当期純利益は3,655百万円（前期比803百万円の増加）当期純利益は1,936百万円（前期比270百万円の増加）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期においては、直営店舗の移転改装等に465百万円の投資を行いました。

(3) 対処すべき課題

今後の携帯電話市場においては、スマートフォン端末へのシフト加速し、買替サイクルの長期化、通信事業者販売代理店間の更なる競争激化が予想されます。

また料金プランの更なる多様化も進展してまいります。このような市場の変化へ対応すべく、直営店販売網の更なる強化、法人需要の獲得、ソリューション事業を活用した、新たな収入源の獲得や、周辺機器販売、PTタウンによるEコマースの強化に努めて参ります。

併せて、事業効率の最大化とコスト削減の取組みにより、更なる収益の増大と財務体質強化に取り組んでまいりますので、今後も変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分        | 平成19年度<br>(第59期) | 平成20年度<br>(第60期) | 平成21年度<br>(第61期) | 平成22年度<br>(第62期) | 平成23年度<br>(当期 第63期) |
|------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------|
| 売 上 高(百万円) | 76,858           | 72,084           | 49,509           | 47,059           | 49,875              |
| 当期純利益(百万円) | 916              | 425              | 1,576            | 1,666            | 1,936               |
| 1株当たり当期純利益 | 4,583円06銭        | 2,125円58銭        | 7,884円21銭        | 8,333円70銭        | 9,681円15銭           |
| 総 資 産(百万円) | 26,418           | 20,637           | 17,373           | 18,857           | 22,642              |
| 純 資 産(百万円) | 931              | 1,356            | 2,933            | 4,492            | 6,194               |

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

(5) 重要な親会社の状況

当社の親会社はパナソニック モバイルコミュニケーションズ(株)で、同社は当社の株式を200千株(出資比率100%)保有しております。

(6) 主要な事業内容

当社は、携帯電話・携帯情報端末機器等の移動体通信機器の販売、修理、および電気通信事業者の行う通信提供サービスの申込み、取次に関する手続き代行業務を主な事業としております。



(7) 主要な営業所（平成24年3月31日現在）

| 名 称   | 所 在 地         |
|-------|---------------|
| 本 社   | 東 京 都 港 区     |
| 北海道支店 | 北 海 道 札 幌 市   |
| 東北支店  | 宮 城 県 仙 台 市   |
| 首都圏支店 | 東 京 都 葛 飾 区   |
| 東海支店  | 愛 知 県 名 古 屋 市 |
| 北陸支店  | 石 川 県 金 沢 市   |
| 関西支店  | 大 阪 府 大 阪 市   |
| 中国支店  | 広 島 県 広 島 市   |
| 四国支店  | 香 川 県 高 松 市   |
| 九州支店  | 福 岡 県 福 岡 市   |

(8) 従業員の状況（平成24年3月31日現在）

| 従 業 員 数 | 前期末比増減数 |
|---------|---------|
| 565     | 6名増     |

(注) 出向者、外部社員を含まない就業人員を表示しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 200,000株
- (2) 株 主 数 1名
- (3) 大 株 主

| 株 主 名                    | 持 株 数    |
|--------------------------|----------|
| パナソニック モバイルコミュニケーションズ(株) | 200,000株 |

### 3. 会社役員に関する事項

取締役および監査役の氏名等（平成24年3月31日現在）

| 地 位      | 氏 名     | 担当又は主な職業                               |
|----------|---------|----------------------------------------|
| *取締役社長   | 佐 藤 正 人 |                                        |
| *取締役副社長  | 保 坂 卓 二 | リスクマネジメント・情報セキュリティ担当<br>生産性向上担当、北海道支店長 |
| 取締役      | 小日向 光 男 | ショップ担当                                 |
| 取締役      | 釜 山 英 一 | 人事・人材育成担当、情報システム担当<br>多様性推進担当          |
| 取締役      | 古 島 史 隆 | 経理担当                                   |
| 取締役(非常勤) | 玉 木 真 理 | パナソニック モバイルコミュニケーションズ㈱ 人事グループマネージャー    |
| 監査役(非常勤) | 久 米 基 夫 | パナソニック モバイルコミュニケーションズ㈱ 取締役             |

(注) 1. \*印は代表取締役であります。

2. 当該事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

① 就 任

・なし

② 退 任

・なし

3. 平成24年4月1日付の取締役の異動は次のとおりであります。

① 就 任

・なし

② 退 任

・なし

4. 取締役玉木真理氏は、社外取締役であります。

5. 監査役久米基夫氏は、社外監査役であります。

### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

### 5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は昨年度に引続き、内部統制システムの整備について、以下の基本方針に基づき運用を実施しております。

内部統制の整備に関する基本方針

① 取締役の職務執行の適法性を確保するための体制

コンプライアンス意識の向上を図るとともに、効果的なガバナンス体制およびモニタリング体制を整えることによって、取締役の職務執行の適法性を確保する。

- ② 取締役の職務執行に関する情報の保存と管理に関する体制  
取締役の職務執行に関する情報は、法令および社内規程に従い、適切に保存と管理を行う。
- ③ リスク管理に関する規程その他体制  
リスク管理に関する規程を制定し、リスクに関する情報を一元的・網羅的に収集・評価して、重要リスクを特定しその重要性に応じて対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングし、継続的改善を図る。
- ④ 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制  
意思決定の迅速化を図るとともに、事業計画等の策定により経営目標を明確化し、その達成状況を検証することによって、取締役の職務執行の効率性を確保する。
- ⑤ 従業員の職務執行の適法性を確保するための体制  
コンプライアンスに対する方針の明示によって、従業員のコンプライアンス意識の向上を図る。また効果的なモニタリング体制を整えることによって、従業員の職務執行の適法性を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助する職制部門として監査役が求めた場合は、執行部門の組織から独立した監査役スタッフをおくことができる。
- ⑦ 監査役への報告に関する体制  
取締役および従業員等は監査役主催の定例報告会等において、業務の運営や課題等について報告するとともに重要会議に出席を要請して適宜報告している。また監査役は計画的に現場を巡回もしくは「監査役通報システム」によって、会計及び監査における不正や懸念事項について、従業員が直接監査役会に通報する体制を構築している。
- ⑧ 監査役監査の実効性確保のための体制  
監査役が毎年策定する監査計画に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。
- ⑨ 当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制  
当社は親会社を含む経営方針・経営理念及び①～⑧までの基本方針を徹底し、パナソニックグループの業務の適正性を確保する。

# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部  |        | 負 債 の 部   |        |
|----------|--------|-----------|--------|
| 科 目      | 金 額    | 科 目       | 金 額    |
| 流動資産     | 19,290 | 流動負債      | 15,456 |
| 現金及び預金   | 116    | 買掛金       | 6,802  |
| 売掛金      | 3,543  | 未払費用      | 5,517  |
| 商品       | 2,039  | 預り金       | 918    |
| 未収入金     | 8,605  | 未払法人税等    | 725    |
| 預け金      | 3,815  | 未払消費税等    | 372    |
| 前払費用     | 93     | 賞与引当金     | 1,012  |
| 短期貸付金    | 24     | リース債務     | 24     |
| 繰延税金資産   | 974    | 資産除去債務    | 65     |
| その他      | 78     | その他       | 15     |
| 貸倒引当金    | △1     | 固定負債      | 991    |
| 固定資産     | 3,352  | 長期預り保証金   | 159    |
| 有形固定資産   | 1,383  | 退職給付引当金   | 634    |
| 建物       | 2,001  | リース債務     | 6      |
| 構築物      | 177    | 資産除去債務    | 190    |
| 工具器具備品   | 1,348  | 負債合計      | 16,447 |
| 土地       | 115    | 純 資 産 の 部 |        |
| リース資産    | 521    | 株主資本      | 6,194  |
| 減価償却累計額  | △2,781 | 資本金       | 10     |
| 無形固定資産   | 225    | 資本剰余金     | 487    |
| のれん      | 115    | 資本準備金     | 487    |
| 施設利用権    | 37     | 利益剰余金     | 5,697  |
| ソフトウェア   | 72     | その他利益剰余金  | 5,697  |
| 投資その他の資産 | 1,743  | 繰越利益剰余金   | 5,697  |
| 長期差入保証金  | 1,060  |           |        |
| 長期貸付金    | 90     | 純資産合計     | 6,194  |
| 繰延税金資産   | 239    |           |        |
| 前払年金費用   | 353    | 負債及び純資産合計 | 22,642 |
| 資産合計     | 22,642 |           |        |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成23年 4月 1日)  
(至 平成24年 3月 31日)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額    |
|-----------------------|--------|
| 売 上 高                 | 49,875 |
| 売 上 原 価               | 35,367 |
| 売 上 総 利 益             | 14,507 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 10,855 |
| 営 業 利 益               | 3,652  |
| 営 業 外 収 益             | 52     |
| (受 取 利 息)             | (5)    |
| (そ の 他)               | (47)   |
| 営 業 外 費 用             | 49     |
| (支 払 利 息)             | (2)    |
| (そ の 他)               | (46)   |
| 経 常 利 益               | 3,655  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 3,655  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,241  |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 477    |
| 当 期 純 利 益             | 1,936  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成23年4月1日)  
(至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |                 |                             |                 |            | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------|---------|-----------|-----------------|-----------------------------|-----------------|------------|-----------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金     |                 | 利益剰余金                       |                 | 株主資本<br>合計 |           |
|                             |         | 資本<br>準備金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | その他利<br>益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |            |           |
| 当期首残高                       | 10      | 487       | 487             | 3,995                       | 3,995           | 4,492      | 4,492     |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |                 |                             |                 |            |           |
| 剰余金の配当                      | —       | —         | —               | △ 234                       | △ 234           | △ 234      | △ 234     |
| 当期純利益                       | —       | —         | —               | 1,936                       | 1,936           | 1,936      | 1,936     |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額（純額） | —       | —         | —               | —                           | —               | —          | —         |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —         | —               | 1,702                       | 1,702           | 1,702      | 1,702     |
| 当期末残高                       | 10      | 487       | 487             | 5,697                       | 5,697           | 6,194      | 6,194     |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## [個別注記表]

### 重要な会計方針

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
  - ① リース資産以外の有形固定資産…定額法
  - ② リース資産以外の無形固定資産  
ソフトウェア（自社利用）…社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法  
のれん…5年償却による定額法
  - ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
…リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。
3. 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備える為、一般債権については貸倒実績率等を基準として、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てる為、支給見込額に係る当期負担額を計上しております。
  - ③ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備える為、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。  
なお、会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理しております。  
また、一部の制度について、年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した金額を超過する為当該超過額を前払年金費用に計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の期間（主として10年）による定額法で費用処理しており、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の期間（主として10年）による定額法により翌期から費用処理しております。
4. 消費税等の会計処理方法  
税抜方式によっております。
5. 追加情報  
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用  
当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）を適用しております。

### 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 3,780百万円 |
| 短期金銭債務 | 300百万円   |

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |        |
|------------|--------|
| 売上高        | 250百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 120百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 50百万円  |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

- 発行済株式の種類及び総数 普通株式 200,000株
- 剰余金の配当に関する事項
  - 配当支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当金(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年6月17日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 234             | 1,170           | 平成23年3月31日 | 平成23年6月24日 |

- 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度末後となるもの

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の<br>原資 | 配当金の<br>総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当金<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------|---------------------|---------------------|------------|------------|
| 平成24年6月15日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益<br>剰余金 | 359                 | 1,795               | 平成24年3月31日 | 平成24年6月22日 |

## 退職給付会計に関する注記

- 採用している退職給付制度の概要

当社の退職金制度は、確定給付企業年金として、連合基金型企業年金制度、規約型退職年金制度及び自社退職一時金制度を設けております。

- 退職給付債務に関する事項（平成24年3月31日現在）

|                  |           |
|------------------|-----------|
| ① 退職給付債務         | 6,265百万円  |
| ② 年金資産           | △4,908百万円 |
| ③ 退職給付引当金        | △634百万円   |
| ④ 前払年金費用         | 353百万円    |
| 差引未認識債務（①+②+③+④） | 1,076百万円  |
| （差引未認識債務の内訳）     |           |
| ⑤ 会計基準変更時差異の未処理額 | 306百万円    |
| ⑥ 過去勤務債務         | △880百万円   |
| ⑦ 数理計算上の差異       | 1,650百万円  |
| 合計（⑤+⑥+⑦）        | 1,076百万円  |

- 退職給付費用に関する事項（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

|                   |         |
|-------------------|---------|
| ① 勤務費用            | 149百万円  |
| ② 利息費用            | 143百万円  |
| ③ 年金資産期待運用収益      | △94百万円  |
| ④ 会計基準変更時差異の費用処理額 | 102百万円  |
| ⑤ 過去勤務債務の費用処理額    | △372百万円 |
| ⑥ 数理計算上の差異の費用処理額  | 608百万円  |
| 合計（①+②+③+④+⑤+⑥）   | 536百万円  |



(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- ① 退職給付債務等は、原則法に基づき以下の割引率で計算しております。
- ・パナソニックグループ…2.3%
  - ・規約型退職年金……………2.25%
- ② 期待運用収益率の計算方法
- ・パナソニックグループ関係会社企業年金基金…2.7%で計算しております。
  - ・規約型退職年金…2.0%で計算しております。
- ③ 会計基準変更時差異の処理年数 定額法 15年
- ④ 過去勤務債務の額の処理年数（従業員の平均残存勤務年数） 定額法 9～10年
- ⑤ 数理計算上の差異の処理年数（従業員の平均残存勤務年数） 定額法 9～10年

## 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

|              |         |
|--------------|---------|
| 繰延税金資産（流動）   |         |
| 未払費用         | 455百万円  |
| 賞与引当金        | 392百万円  |
| 未払事業税        | 60百万円   |
| 資産除去債務（短期）   | 26百万円   |
| その他          | 41百万円   |
| 繰延税金資産（流動）合計 | 974百万円  |
| 繰延税金資産（固定）   |         |
| 減価償却超過額      | 100百万円  |
| 退職給付引当金      | 233百万円  |
| その他          | 149百万円  |
| 繰延税金資産（固定）小計 | 482百万円  |
| 評価性引当額       | △100百万円 |
| 繰延税金資産（固定）合計 | 382百万円  |
| 繰延税金負債との相殺額  | △143百万円 |
| 繰延税金資産（固定）純額 | 239百万円  |
| 繰延税金負債（固定）   |         |
| 前払年金費用       | △129百万円 |
| 有形固定資産       | △14百万円  |
| 繰延税金負債（固定）合計 | △143百万円 |
| 繰延税金資産との相殺額  | 143百万円  |
| 繰延税金負債（固定）純額 | －百万円    |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 法定実効税率            | 40.86% |
| （調整）              |        |
| 交際費の永久損金不算入       | 0.31%  |
| 評価性引当額            | 2.53%  |
| 税率変更による影響額        | 2.49%  |
| その他               | 0.85%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 47.04% |

## 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

営業債権である売掛金及び未収入金についての顧客の信用リスクは、当社の債権管理規程に従い、主要取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手先毎に残高及び期日を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。また、資金運用については、親会社への預け金等の金融資産で運用しております。

営業債務である買掛金及び未払費用は1年以内に支払期日が到来するか、あるいは解消するものであります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について次の通りであります。

(単位：百万円)

|          | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額 |
|----------|----------|---------|----|
| (1) 売掛金  | 3,543    | 3,543   | —  |
| (2) 未収入金 | 8,605    | 8,605   | —  |
| (3) 預け金  | 3,815    | 3,815   | —  |
| (4) 買掛金  | (6,802)  | (6,802) | —  |
| (5) 未払費用 | (5,517)  | (5,517) | —  |

(注) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

#### ① 金融商品の時価の算定方法

すべて短期間で決済又は解消される為、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ② 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

長期差入保証金（貸借対照表計上額1,060百万円）は、関連する貸借資産の使用期間が明確でないことから、保証金の返還等に係る将来キャッシュ・フローを見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められる為、上表には含めておりません。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 関連当事者との取引

#### (1) 親会社

(単位：百万円)

| 属性  | 会社等の名称                            | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係          | 取引の内容         | 取引金額<br>(注1) | 科目   | 期末残高<br>(注1) |
|-----|-----------------------------------|--------------------|------------------------|---------------|--------------|------|--------------|
| 親会社 | パナソニック<br>モバイルコミュニ<br>ケーションズ<br>㈱ | 被所有<br>(100%)      | 役員の兼任<br>インセンティブ<br>受取 | 資金の預入<br>(注2) | 37,641       | 預け金  | 3,726        |
|     |                                   |                    |                        | 資金の返金<br>(注2) | 36,465       |      |              |
|     |                                   |                    |                        | インセンティブ<br>収入 | —            | 未収入金 | 51           |

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

#### (2) 兄弟会社等

(単位：百万円)

| 属性                             | 会社等の名称                           | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(注1) | 科目  | 期末残高<br>(注1) |
|--------------------------------|----------------------------------|--------------------|---------------|-------|--------------|-----|--------------|
| 親会社<br>パナソ<br>ニック<br>㈱の子<br>会社 | パナソニック<br>コンシューマ<br>マーケティング<br>㈱ | なし                 | 債権代行<br>回収委託  | 債権回収  | 2,648        | 売掛金 | 397          |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

### 2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

#### (1) 親会社情報

パナソニック株式会社（東証・大証・名証第一部）

パナソニック モバイルコミュニケーションズ株式会社（非上場）

#### (2) 重要な関連会社

重要な関連会社はありません。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 30,972円90銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 9,681円15銭  |

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成24年4月24日

パナソニックテレコム株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 美 晃 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 内 野 福 道 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パナソニックテレコム株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

私は、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、その他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
- ②取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成24年4月27日

パナソニック テレコム株式会社  
監査役 久 米 基 夫 ㊞

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

本合併に伴う事業目的の追加のため、定款第2条を変更するものであります。

また、合併新会社の規模拡大に伴い取締役会の経営体制及び監督機能を強化させるため、定款第17条を変更し、取締役の員数の上限を増員するものであります。

さらに、合併新会社の監査体制を強化させるため、定款第24条を変更し、監査役の員数の上限を増員させるものであります。

上記定款変更の効力はいずれも、第2号議案が原案どおり承認され、本合併の効力が発生することを条件として本合併の効力発生日（平成24年10月1日予定）に発生することとするため、附則に所要の規定を設けるとともに、本合併の効力発生日をもって当該附則自体が削除される旨を定めるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第2条 (目的)<br/>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>①～② (省 略)<br/>(新 設)<br/>(新 設)<br/>③～⑪ (省 略)</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第2条 (目的)<br/>(現行どおり)<br/>(現行どおり)<br/><u>③ 電気通信工事業</u><br/><u>④ 情報提供サービス業</u><br/><u>⑤～⑬</u> (現行どおり)</p>                                               |
| <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (員数)<br/>当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p>                                          | <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (員数)<br/>当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p>                                                                                                      |
| <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第24条 (員数)<br/>当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p>                                          | <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第24条 (員数)<br/>当社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p>                                                                                                       |
| <p>附 則</p> <p>(新 設)</p>                                                                                    | <p>附 則</p> <p><u>19. 第2条、第17条及び第24条の変更は、当</u><br/><u>会社とパナソニック テレコム株式会社の合併の</u><br/><u>効力発生を条件として効力を生ずるものとする。</u><br/><u>本附則は、当該合併の効力発生日の経過により</u><br/><u>削除する。</u></p> |

#### 第4号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | (ふりがな)氏名<br>(生年月日)      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | 寺本 一三<br>(昭和23年11月14日生) | 昭和46年6月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成9年4月 同社通信ネットワーク事業部長<br>平成9年8月 当社代表取締役社長（現任）<br>平成11年4月 伊藤忠商事株式会社メディア事業部門長代行<br>平成15年7月 当社に転籍                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 46,100株     |
| 2     | ※井上裕雄<br>(昭和27年8月21日生)  | 昭和50年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成15年4月 同社情報産業部門長<br>平成15年6月 同社執行役員<br>平成18年4月 同社常務執行役員宇宙・情報・マルチメディアカンパニー エグゼクティブ バイス プレジデント<br>平成19年4月 同社ITOCHU DNAプロジェクト室長（兼）営業分掌役員補佐（開発担当）<br>平成20年4月 同社宇宙・情報・マルチメディアカンパニー プレジデント<br>平成20年6月 同社代表取締役常務取締役<br>平成21年4月 同社情報通信・航空電子カンパニー プレジデント<br>平成22年4月 同社代表取締役常務執行役員<br>平成23年4月 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社専務執行役員サービスビジネスセグメント分掌役員（兼）保守・運用サービス事業グループ担当役員<br>平成23年6月 同社取締役 兼 専務執行役員<br>平成24年4月 当社副社長 執行役員（現任） | 一株          |
| 3     | 金子 信幸<br>(昭和25年7月19日生)  | 昭和49年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成14年4月 同社メディア事業部門長代行兼ネットワーク・コンテンツ部長<br>平成14年6月 当社取締役<br>平成15年4月 伊藤忠商事株式会社メディア事業部門長<br>平成16年6月 同社執行役員<br>平成18年6月 当社に転籍 専務取締役<br>営業第一部門・営業第二部門管掌（現任）<br>平成20年7月 当社営業第四部門管掌（現任）<br>平成22年4月 当社地域支社管掌（現任）<br>平成22年6月 当社取締役専務執行役員（現任）                                                                                                                                                                        | 15,600株     |

| 候補者番号 | (ふりがな)氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式の数 |
|-------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4     | ※ <sup>むらた みつる</sup> 村田 充<br>(昭和28年12月19日生) | 昭和51年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成17年5月 同社宇宙・情報・マルチメディア管理部長<br>平成19年5月 同社営業管理統括部金属・エネルギー管理室長<br>平成20年5月 同社経理部長代行<br>平成21年2月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社経理部長代行<br>平成21年4月 同社経理部長<br>平成24年4月 同社経理部付<br>平成24年5月 当社常務執行役員（現任）                                | 一株          |
| 5     | ※ <sup>しんぐうたつし</sup> 新宮達史<br>(昭和39年7月9日生)   | 昭和62年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成19年4月 アシュリオン・ジャパン株式会社最高営業責任者<br>平成20年4月 同社取締役（現任）<br>平成20年5月 伊藤忠商事株式会社モバイル&ワイヤレス部長<br>平成20年6月 当社取締役<br>平成21年4月 伊藤忠商事株式会社モバイルネットワークビジネス部長<br>平成23年4月 同社通信・モバイルビジネス部長（現任）<br>平成24年4月 同社情報・保険・物流部門長代行（現任） | 一株          |

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。  
2. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
3. 候補者が過去5年間（現在を含む。）に親会社（その子会社を含む。）の業務執行者であったときの地位及び担当は、略歴に記載のとおりであります。  
4. 候補者新宮達史氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 同氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

同氏は、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。複数の会社の社外取締役を経験していること、当社の事業内容・経営実態に関する深い知識を有していることから、当該経験・知識等をもとに当社の経営全般に助言を頂戴するとともに、取締役の職務遂行の監督に寄与していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、当社と同社の取引関係につきましては、出向社員給与の支払等の取引がありますが、その金額は微小であり社会通念に照らし公正妥当な取引を行っております。

(2) 同氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。また、過去5年間に同社及び同社関連会社であるアシュリオン・ジャパン株式会社の業務執行者となったことがあります。

(3) 同氏との責任限定契約については以下のとおりであります。

当社は、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を社外取締役との間で締結できる旨を定めております。これにより、同氏の選任が承認された場合は当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額又は1,000万円のいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。



**第5号議案** 合併に伴う取締役2名選任の件

本合併に伴い、合併後の経営体制の強化・充実を図るため、新たに取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、以下の取締役候補者全員の選任の効力は、第2号議案が原案通り承認され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成24年10月1日予定）に発生することといたします。

| 候補者番号 | (ふりがな)<br>氏名<br>(生年月日)    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | ※ 佐藤 正人<br>(昭和30年10月28日生) | 昭和53年4月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社<br>平成15年1月 同社パナソニックシステムソリューションズ社公共ソリューション本部長<br>平成16年4月 同社海外システム本部長<br>平成18年4月 同社セキュリティ本部長(兼)海外システム本部長<br>平成20年4月 同社セキュリティビジネスユニット長(兼)ブロードメディアビジネスユニット長<br>平成21年4月 パナソニック テレコム(株)代表取締役社長（現任）                                 | 一株                  |
| 2     | ※ 安藤 一郎<br>(昭和35年7月16日生)  | 昭和58年4月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社<br>平成16年10月 同社パナソニックシステムソリューションズ社社会システム本部エネルギーシステムグループマネージャー<br>平成18年4月 パナソニックSSマーケティング株式会社（現パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社）関西社社長<br>平成21年10月 パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社流通部門改革担当執行役員<br>平成22年4月 パナソニックCCソリューションズ株式会社代表取締役副社長（現任） | 一株                  |

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 候補者安藤一郎氏は社外取締役候補者であります。

(1) 同氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

同氏は、複数の会社の取締役を経験していること、当社の事業分野に関する深い知識を有していることから、当該経験・知識等をもとに当社の経営全般に助言を頂戴するとともに、取締役の職務遂行の監督に寄与していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

(2) 同氏との責任限定契約については以下のとおりであります。

当社は、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を社外取締役との間で締結できる旨を定めております。これにより、同氏の選任が承認された場合は当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額又は1,000万円のいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第6号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役松井繁和氏が辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| (ふりがな)<br>氏名<br>(生年月日)                                  | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| <small>さかいかずのぶ</small><br><b>※坂井和信</b><br>(昭和39年2月21日生) | 昭和61年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成18年4月 同社情報産業ビジネス部ITベンチャー開発推進課長<br>平成20年4月 伊藤忠インターナショナル会社北米宇宙・情報部門長<br>平成23年4月 同社北米機械・情報部門長<br>平成24年4月 伊藤忠商事株式会社社生活・情報カンパニーCFO補佐(現任) | 一株                  |

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。  
 2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 3. 候補者が過去5年間(現在を含む。)に親会社(その子会社を含む。)の業務執行者であったときの地位及び担当は、略歴に記載のとおりであります。  
 4. 候補者坂井和信氏は社外監査役候補者であります。

(1) 同氏は社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。

同氏は当社の親会社である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。当社の事業内容・経営実態に関する深い知識を有していることから、取締役の職務遂行の監督に寄与していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、当社と同社の取引関係につきましては、出向社員給与の支払等の取引がありますが、その金額は微小であり社会通念に照らし公正妥当な取引を行っております。

(2) 同氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。また、過去5年間に同社の業務執行者となったことがあります。

(3) 同氏との責任限定契約については以下のとおりであります。

当社は、社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を社外監査役との間で締結できる旨を定めております。これにより、同氏の選任が承認された場合は当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額又は1,000万円のいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。
- 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第7号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が欠けた場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、柴田信治氏の補欠の監査役として予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の選任効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| (ふりがな)<br>氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| かさき きよし<br>笠木 清<br>(昭和25年6月15日生) | 昭和49年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成10年8月 同社通信ネットワーク事業部<br>平成13年4月 当社人事総務部長<br>平成16年1月 当社に転籍<br>平成16年7月 当社内部監査部長<br>平成18年4月 当社人事総務部長<br>平成21年3月 当社内部監査部(現任) | 3,600株              |

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第8号議案 取締役報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成22年6月22日開催の第13期定時株主総会において、年額1億50百万円以内(うち社外取締役分は年額10百万円以内)とご承認いただき今日に至っておりますが、本合併に伴う経営規模の拡大による経営体制の強化に対応するため、取締役の報酬額を年額2億50百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)と変更させていただきたいと存じます。

この取締役の報酬額には、従来どおり取締役賞与及び使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本改定の効力は、第2号議案が原案通り承認され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日(平成24年10月1日予定)に発生することといたします。

また、現在の取締役の人数は5名(うち社外取締役1名)ですが、第2号議案、第4号議案及び第5号議案が原案どおり承認されますと、本合併の効力発生日の取締役は7名(うち社外取締役2名)となる予定であります。

なお、第4号議案をご承認いただくことを条件に重任される現任の取締役2名のうち寺本一三氏につきましては、平成18年6月22日の役員退職慰労金制度廃止日までの在任期間中の労に報いるため、役員退職慰労金を支給することを予定しており、これにつきましては、取締役の退任時に改めて株主の皆様にお諮りしたいと存じます。

### 第9号議案 監査役報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成18年6月22日開催の第9期定時株主総会において、年額40百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、本合併に伴う経営規模の拡大による監査業務の強化に対応するため、監査役の報酬額を年額60百万円以内と変更させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の人数は4名であり、第6号議案の承認後も同様であります。

また、本改定の効力は、第2号議案が原案通り承認され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成24年10月1日予定）に発生することといたします。

### 第10号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度の功労に報いるため、当事業年度末日時点の取締役のうち社外取締役以外の4名に対し、当期純利益等の業績指標から報酬月額に乗数を決定する基準により算定した総額金27,481,600円を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、各取締役に対する支給金額は、取締役会の決定によることにしたいと存じます。

## 第11号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役渡辺厚志氏及び前泉康一氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、退職慰労金制度廃止までの在任期間中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会にご一願いたいと存じます。

なお、当社の退職慰労金制度は、第9期定時株主総会が開催された平成18年6月22日をもって廃止し、今日に至っており、本議案に基づき贈呈する退職慰労金は、取締役就任時から平成18年6月22日までの在任中の功労に報いるためのものです。

退任取締役の平成18年6月までの略歴は、次のとおりであります。

| (ふりがな)<br>氏名            | 略歴                                                                                        |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| わた なべ あつ し<br>渡 辺 厚 志   | 平成13年7月 当社取締役<br>平成14年4月 当社常務取締役<br>平成15年1月 当社チーフ・コンプライアンス・オフィサー<br>(現任)<br>平成15年7月 当社に転籍 |
| まえ いずみ こう いち<br>前 泉 康 一 | 平成9年8月 当社取締役<br>平成15年7月 当社に転籍<br>平成16年4月 当社取締役営業第二部門長<br>平成17年6月 当社常務取締役                  |

以 上

## 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。  
**【議決権行使サイトURL】** <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成24年6月19日（火曜日）午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

## 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0 以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。  
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。※）  
※スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。)

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。まずよう、お願い申し上げます。

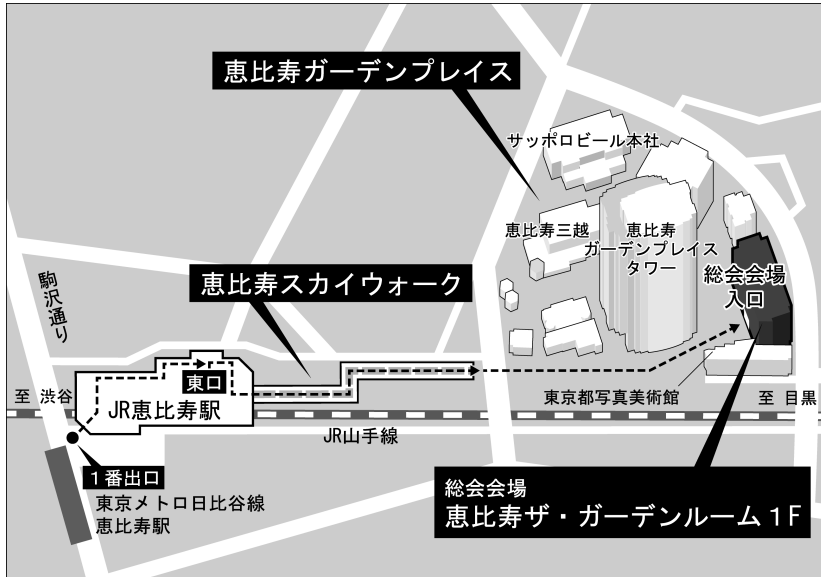
株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎0120-186-417（午前9時～午後9時）

<議決権行使に関する事項以外のご照会> ☎0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

## 株主総会会場ご案内図

- 会 場 恵比寿ザ・ガーデンルーム（恵比寿ガーデンプレイス内）  
東京都目黒区三田一丁目13番2号
- 会場の交通機関
- J R 山手線・埼京線 恵比寿駅東口から  
恵比寿スカイウォーク（動く歩道）で徒歩約10分
  - 東京メトロ日比谷線 恵比寿駅1番出口から  
正面のエスカレーターに乗り、J R 恵比寿駅東口から  
恵比寿スカイウォーク（動く歩道）で徒歩約12分



※ 同施設内にあるザ・ガーデンホールではございませんのでご注意ください。